

三朝町マイナンバー（個人番号）カード出張申請受付 実施要項

三朝町では、マイナンバーカード取得促進のため、「出張申請受付方式」によるマイナンバーカードの申請受付を実施します。町職員が地域団体や企業等を訪問し、無料で申請用顔写真の撮影を行い、一括で申請を受け付けます。後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便等で自宅に送付するため、申請者は役場へ出向くことなく受け取ることができます。

1 対象団体（対象者）

- （１） 三朝町内の地域団体等
- （２） 事業所及び介護施設等（三朝町民が所属するものに限る）

2 実施日時

土日祝を除く開庁日の午前９時３０分から午後３時３０分まで

※ただし、対象団体の事情によっては実施日時を調整しますのでご相談ください。

3 申込要件

- （１） 対象団体は三朝町マイナンバーカード出張申請受付申込書（様式１）を提出すること。
- （２） 申込団体は次のことを承諾願います。
 - ①申請希望者が概ね５人以上見込まれること。
 - ②会場及び机・椅子等の備品や三朝町が持参するタブレット端末等の電源、プライバシーに配慮した申請用顔写真撮影スペース及び申請受付スペースを準備できること。
 - ③申請希望者の住所・名前・生年月日等を記入した申請者名簿（様式２）を事前提出できること。申請者から交付申請書の事前印刷について了承を得ること。
 - ④申込団体内の周知及び広報を行うこと。（特に次のことをお知らせ願います。）
 - ・実施日時・会場
 - ・三朝町が指定する交付申請に必要な書類
 - ・次の４に示すマイナンバーカードの交付申請が可能な人の要件

4 マイナンバーカードの交付申請が可能な人の要件

- （１） 申請者は三朝町に住民登録があること。
- （２） 申請者本人（１５歳未満の人及び成年被後見人は法定代理人とともに）が会場に来ることができること。（代理人申請は不可）
- （３） 申請日から２ヶ月以内に三朝町外へ転出予定がないこと。
- （４） 現在、マイナンバーカードの交付申請中ではないこと。
- （５） 「５ 申請時に持参する書類」について提出できること。
- （６） 介護施設等においての出張申請では、申請者の家族等が同席して申請すること。
ただし、同意書（様式３）を提出することで同席する必要はない。

5 申請時に持参する書類

- (1) 通知カード（申請時に回収。紛失されている場合は、申請時に「紛失届」を記入していただきます）又は個人番号通知書（お持ちの方のみ）
- (2) 本人確認書類（原本）詳しくは（[参考資料](#)）参照
- (3) 法定代理人であることを確認できる書類（同一世帯の親は不要）及び法定代理人の本人確認書類（原本）※15歳未満の方及び成年被後見人の申請時のみ
- (4) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ・申請時に回収。紛失されている場合は、申請時に「紛失届」を記入していただきます。）
- (5) マイナンバーカード（お持ちの方のみ・申請時に回収。紛失されている場合、有料での交付となるため役場での受け取りとなります。）

6 申込方法

- (1) 実施希望日の1ヶ月前までに三朝町ホームページ等に掲載する「三朝町マイナンバーカード出張申請受付申込書（様式1）」に必要事項を記入し、町民課窓口にお持ちいただくか、Eメール・郵送・FAXのいずれかの方法で三朝町役場町民課へ提出ください。
- (2) 町から申込団体へ日程調整、必要事項、実施可否等の確認のため連絡を行います。また、事前に打ち合わせを行いますので対応をお願いします。

7 その他

申込みに当たり、申請者全員に次のことについて予めご了承ください。

- (1) マイナンバーカードの申請からお渡しまで1ヶ月程度を見込んでいますが、申請件数に大幅な増加があった場合、さらに時間を要することがあります。

【申込・問合せ先】

〒682-0195

鳥取県東伯郡三朝町大瀬999番地2

三朝町役場 町民課町民環境係

TEL 0858-43-3505

FAX 0858-43-0647